# 東京都認証学童クラブ事業実施細目

令和7年3月27日付6福祉子家第3228号

### 1 目的

東京都認証学童クラブ事業実施要綱(令和7年3月27日付6福祉子家第3201号。以下「実施要綱」という。)に基づき実施する東京都認証学童クラブ事業及び東京都認証学童クラブ移行支援事業の運営基準及び認証の手続等については、この細目の定めによる。

### 2 運営基準

## (1) 多様な遊びや体験活動

実施要綱第2章2(6)②における多様な遊びや体験活動は、次の規定に全て適合すること。

- ① 内容
  - ア 身体を動かす遊び
  - イ 製作活動等
  - ウ 地域の文化等に触れる体験
  - 工 自主学習
  - オ 子供の意見を反映させた行事

# ② 要件

- ア 放課後児童クラブ運営指針(令和7年1月22日付こ成環第16号)に基づ く内容とすること。
- イ 子供の意見を踏まえた内容とすること。
- ウ 遊びや体験活動については、参加する、参加しないを含め、子供が自分の意 思で選択できるようにすること。
- エ ア身体を動かす遊び、イ製作活動等及び工自主学習は原則毎日、ウ地域の文 化等に触れる体験は年2回以上、オ子供の意見を反映させた行事は年4回以上、 実施すること。

### (2) 第三者評価

実施要綱第2章2(11)における東京都福祉サービス第三者評価の受審については、3年に1回実施すること。

ただし、初回の受審は、令和12年度までに受審すること。

#### 3 認証の手続き

実施要綱第5章1(1)④及び2(1)④における公表項目は次のとおりとする。

# (1) 東京都認証学童クラブ事業

「東京都認証学童クラブ設置申請書」(第1号様式)及び「活動内容の詳細」(別 紙様式2)

# (2) 東京都認証学童クラブ移行支援事業

「東京都認証学童クラブ(移行型)設置申請書」(第8号様式)及び「活動内容の詳細」(別紙様式2)

附 則(令和7年3月27日付6福祉子家第3228号) この細目は、令和7年4月1日から施行する。